

# 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の 円滑な運用について

【担当省庁】総務省、個人情報保護委員会

## 1 マイナンバー制度に対する財政措置

- 「自治体情報セキュリティクラウド」の運用に当たっては、地方公共団体に新たな経費負担が生じないように、十分な財政措置をしていただきたい。
- 住民基本台帳ネットワークシステムの回線増速については、国の責任により必要な財政措置を行っていただきたい。

地方財政計画「自治体情報システム構造改革推進事業 1,500 億円」の堅持

## 2 国民、民間事業者への周知・広報の強化

- マイナンバー制度に対する理解が得られるよう、制度の概要、メリット、安全性等について、周知・広報を強化していただきたい。
- 民間事業者を対象とした説明会や研修会を開催し、特に、中小企業・小規模事業者において、マイナンバー制度への対応が確実に行えるよう必要な支援を行っていただきたい。

<個人情報保護委員会の概算要求>

- ◎ 広報・啓発 1.3 億円(28 年度予算額 0.5 億円)

<総務省の概算要求>

- ◎ マイナンバー制度の着実な実施とマイナンバーカードの利活用の促進 324 億円  
(28 年度予算額 189.9 億円)
- ◎ 自治体の情報セキュリティ対策の強化 5 億円(新規)

**【現状・課題等】**

**1 マイナンバー制度に対する財政措置の継続的な実施**

マイナンバー制度を踏まえ、自治体における不正通信の監視機能の強化等より高い水準のセキュリティ対策を講じるため、自治体共同で構築した自治体情報セキュリティクラウドの運用経費について、新たな経費負担が発生しないよう、十分な財政措置を継続的に講じる必要がある

また、マイナンバーカードを制度の運用に伴う住民基本台帳ネットワークシステムの利用増加に対応発行するため、住民基本台帳ネットワークシステムの回線を増速することとしているが、マイナンバー制度の実施に係る経費については、国の責任により財政措置を講じる必要がある

**2 国民・民間事業者への周知・広報の強化**

京都府では、これまで府広報紙やチラシ等による広報を行ってきたところであるが、国においても、国民や民間事業者の理解が深まるよう広報の強化等を行う必要がある。

**【参考】**

◎ 社会保障・税番号制度に係るスケジュール

平成 27 年 10 月	個人番号の付番・通知開始
平成 28 年 1 月	個人番号の利用及び個人番号カードの交付開始
平成 29 年 7 月	国・地方公共団体間の情報連携開始 マイナポータル稼働開始

**【京都府の担当課】**

総務部	総務調整課	075-414-4033
政策企画部	情報政策課	075-414-5961